

小山工業高等専門学校教職員会議規程

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校に学内運営に係る報告等を行うため、小山工業高等専門学校教職員会議(以下「教職員会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 教職員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教 員
- 二 事務部長
- 三 各課長及び技術室長
- 四 各課長補佐
- 五 各係長(専門職員を含む)
- 六 技術室各グループ長

2 前項第 4 号及び第 5 号の委員が都合により出席できないときは、代理出席を認めるものとする。

(会議)

第 3 条 教職員会議は、校長が招集し、副校長(総務主事)が議長となる。

2 教職員会議は、原則として毎月 1 回開催するものとする。ただし、必要に応じて開催しないことができる。

3 校長が必要と認めたときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第 4 条 教職員会議に関する事務は、総務課総務係が処理する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。